

公布された規則のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の改正に伴い、他人の個人番号を利用して行う事務を処理する者及び県の同一の機関内で利用することができる特定個人情報を追加しました。（別表第1、別表第2関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 食肉に係る輸出証明書の発行等の権限を食肉衛生検査所長に委任することとしました。
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 食品に係る輸出証明書の発行に関する事務等の一部を保健所長に委任することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第1条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

家畜伝染病予防法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第3条、第6条関係）

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。